

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震の発生時における円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務 または業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務または業務の大綱は、第1部第2章2節「処理すべき事務または業務の大綱」のとおりである。

第 2 章 関係機関との連携協力の確保

第 1 節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

ただし、被害が大きく町だけで調達できない場合は、県に対して、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）および観光客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護および地震発生後の被災者救護のため必要な飲料水、生活用水、食料（米、乾パンなど）、生活必需品（寝具、衣類、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料、衛生用品など）等の供給の要請をする。

飲料水、食料、生活必需品等の調達手配の詳細については、第 3 部第 8 章の第 1 節「給水」、第 2 節「食料」および第 3 節「生活必需品」を参照する。

2 人員の配置

町は、災害対策本部条例および第 3 部第 1 章第 3 節「町災害対策本部（町本部）の設置」ならびに第 3 部第 1 章第 4 節「職員の動員・配備」に基づいて、人員の配備を行う。

災害応急対策に従事する要員が不足する場合は、庁内の部署間で人員調整を図る他、必要に応じて、県に対して、他市町、指定地方公共機関等への応援のあつせんを要請する。詳細については、第 3 部第 4 章第 1 節「県への応援要請」を参照する。

第 2 節 他機関に対する応援要請

1 消防活動に関する広域応援要請

町が災害時の消防活動等の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。

町は必要があるとき、これらの応援協定に基づき、応援を要請する。

応援協定名、締結年月日	協定内容	協定締結先
滋賀県広域消防相互応援協定 平成 25 年 2 月 15 日	消防組織法第 39 条の規定に基づき、滋賀県内の市町、消防の一部事務組合および消防を含む一部事務組合相互の消防広域応援体制を確立して、大規模災害または特殊な災害に対処することを目的とする。	滋賀県内消防本部を次の 2 ブロックに区分するものとする。 うち、北ブロックは、東近江行政組合消防本部、彦根市消防本部および湖北地域消防本部により構成
滋賀県下消防団広域相互応援協定 平成 19 年 3 月 16 日	消防組織法第 39 条の規定に基づき、滋賀県内に大規模災害等が発生した場合における県内の消防団の広域相互応援体制についての協定	滋賀県下の 26 消防団
滋賀県防災ヘリコプター支援協定 平成 18 年 4 月 1 日	滋賀県が所有する防災ヘリコプターの支援を求めることに関する協定	滋賀県下の消防本部を設置する 9 市町村（一部事務組合を含む）。

2 その他の災害相互応援協定に基づく応援要請

災害応急対策の実施にあたり、締結している応援協定に基づき、必要に応じて、締結先の市町村等に対し応援を要請する。

災害相互応援協定の詳細については、資料編Ⅳ「13 愛荘町の災害相互応援協定(市町村間)」を参照する。

3 民間企業・団体する応援要請

災害応急対策の実施にあたり、締結している応援協定に基づき、必要に応じて、締結先の民間企業・団体に対し応援を要請する。

災害相互応援協定の詳細については、資料編Ⅳ「13 愛荘町の災害相互応援協定(民間機関)」を参照する。

第3節 帰宅困難者への対応

大規模地震に伴う交通機関の停止等で、駅周辺に滞留する外出者および観光客、通勤・通学者が帰宅困難者となることが想定される。このため、町は、鉄道事業者等と協力し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

1 帰宅困難者への情報提供

町は、帰宅困難者に対し、必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達する。

ア 被害状況に関する情報（建物被害、警報発表状況、人的被害、ライフライン被害等）

イ 鉄道等に関する情報（運行情報、復旧の見通し、代替交通機関の情報等）

ウ 帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、規制情報等）

エ 支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

2 一時滞在施設の確保

町や鉄道事業者等は、外出者や観光客等、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるため、施設を確保する。一時滞在施設は、指定避難所として使用していない公共施設の利用のほか、民間施設の開放も呼び掛け、幅広く安全な施設を確保するように努める。

なお、受け入れにあたっては、要配慮者の受け入れを優先する。

3 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

4 災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には災害救助法の適用を検討する。

5 企業・学校における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に従業員等の安全確保のため、一斉に帰宅しようとすることを抑制するよう努める。

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留めるようにする。そのため、平常時から災害時のマニュアル作成など体制整備に努めるとともに、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

第3章 円滑な避難の確保および迅速な救助に関する事項

第1節 避難対策等

1 地域住民等の避難誘導

- (1) 地域住民や企業の自主防災組織等は、避難指示が発令されたときは、あらかじめ定めた避難計画に基づき、町本部の指示に従い、地域住民、従業員等の避難誘導のための必要な措置をとる。
- (2) 避難行動要支援者（他人の介護等を要する者）に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次項に留意する。
 - ア 避難行動要支援者名簿を活用し、必要に応じて関係者と情報共有を図る。
 - イ 南海トラフ地震が発生した場合に、アに掲げる者を収容する施設のうち、町が管理するものについて、避難者等に対し必要な救護を行う。
- (3) 外国人、観光客等に対する避難誘導等については、消防職員（消防団員）、警察官、観光施設の従業員等の協力を得て、組織的に行う。

2 指定避難所の開設・運営

- (1) 指定避難所においては、南海トラフ地震発生後の施設の被害状況を確認し、建物倒壊等の危険度判定を優先的に実施するなど、施設および資機材の利用可能性、被害状況を判断し、避難者の必要な移送や収容の措置をとる。
- (2) 指定避難所の開設に際しては、避難所施設の応急危険度判定を優先的に行う体制、各指定避難所との連絡体制を整備し、円滑な避難・収容に努める。
- (3) 指定避難所には、必要な設備および資機材の配備、食料や生活必需品の調達、確保ならびに職員の派遣が行えるよう準備しておく。
- (4) 指定避難所における救護上の留意事項は、次のとおりである。

指定避難所において避難者に対し実施する救護	○指定避難所内の収容スペースへの収容 ○飲料水、主要食料および毛布等の供給 ○その他必要な措置
上記の救護に必要な物資、資機材の調達および確保を図るための措置	○流通在庫の引き渡し等の要請 ○県等が備蓄している物資等の供給要請 ○その他必要な措置

第2節 消防機関等の活動

消防機関（東近江消防本部、消防団）は、南海トラフ地震による火災や延焼災害時に際し、消防の機能を最大限に発揮して、災害から住民の生命、身体、財産を保護し、その被害を軽減する。

その他、第3部第3章第1節「火災等の消防応急対策」を参照する。

- (1) 消防力が火勢に対して優勢な場合は、先制防御活動により一挙鎮滅を図り、消防力が下回るときは、震災消防活動の効率性を確保するため、次の活動方針を基本として出動する。

災害対応の優先	同時多発する災害状況下において、人的・社会的被害を最小限とするため、火災の早期発見と、火災初期の現場については一挙鎮圧に総力を挙げる。
市街地火災消火の優先	大規模な火災により多数の部隊を要する場合、市街地に面する部分および市街地への延焼阻止を優先した消火活動を行う。
避難場所、避難道路確保の優先	延焼火災の多発、火災が拡大する場合等、火災が消防力を超え、または火災の制圧ができない場合には、人命の安全を最優先し、住民の避難誘導とともに避難場所や避難道路の確保のための活動を優先に行う。
重点防御地域の優先	危険物施設等の重要対象物等、災害の状況から重点的に防御すべき地域を総合的に判断し、部隊を投入する。

- (2) 消防機関は、関係機関と連携して、迅速かつ的確に救助・救急活動、行方不明者の搜索等を実施する。

第3節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

南海トラフ地震発生時におけるライフライン施設の応急措置については、それぞれ次の章・節を参照するものとする。

1 上下水道施設

第8章第1節「給水」

第10章第5節「下水道施設」

2 電力施設

第13章第1節「各種防災関連施設の応急対策」 (1 電力施設)

3 ガス施設（LPガス、都市ガス）

第13章第1節「各種防災関連施設の応急対策」 (2 LPガス設備) (3 ガス施設)

4 通信施設（県防災行政無線、一般通信施設）

第13章第1節「各種防災関連施設の応急対策」 (4 県防災行政無線) (5 一般通信施設)

5 放送施設

第13章第1節「各種防災関連施設の応急対策」 (6 放送施設)

第4節 交通

1 交通の確保

災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の交通を禁止または制限するとともに、緊急通行車両以外の車両の被災地域への流入を抑制し、避難路および緊急交通路を確保するなど、被災地および関連道路の交通の安全と円滑化を図る。

道路管理者は、道路状況を的確に把握し、被害を受けた道路を速やかに復旧して交通の確保に努める。

その他、第3部第9章第1節「交通の規制」および第2節「交通の確保」を参照する。

2 緊急輸送の実施

災害応急対策の実施に必要な要員および物資の輸送は、災害応急対策活動の根幹となるものであり、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮の上、交通の確保、緊急輸送機器および要員の確保、緊急輸送活動の実施を行う。その際に配慮すべき事項と輸送対象の優先順位を次のように定める。

- (1) 人命の安全確保
- (2) 被害拡大防止
- (3) 被害応急対策の円滑な実施

その他、第3部第9章第3節「輸送の手配」を参照する。

第5節 町の管理施設等に関する対策

1 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等および避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

2 不特定多数の者が出入りする施設における措置

不特定多数が出入りする施設における管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

各施設に共通する事項	① 地震・余震情報等の入場者等への伝達 ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置 ③ 施設の防災点検および設備、備品等の転倒、落下防止措置 ④ 出火防止措置 ⑤ 水、食料等の備蓄 ⑥ 消防用設備の点検、整備 ⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータ等、情報を入手するための機器の整備
個別事項	① 病院、診療所等：重症患者、新生児等、移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置 ② 学校等：当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）は、これらの者に対する保護の措置 ③ 社会福祉施設：高齢者、重度障がい者等、移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置（具体的な措置内容は各施設が定める。）

3 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 町は、災害対策本部の設置場所においては、前項に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等、通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材および緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める指定避難所等が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、前項に掲げる措置をとるとともに、町が行う指定避難所等の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

第 6 節 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、平常時より、消防関連施設の耐震化等、救助活動体制、救急体制の整備および車両・資機材の確保に努め、震災の際は広範囲の被害が予想される被災現場において、円滑かつ効率的な救助・救急活動を実施する。

その他、第 2 部第 6 章第 2 節「救助・医療救護体制の整備」および第 3 部第 6 章第 3 節「救出」を参照する。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱（平成 26 年 3 月改正）に定める受援計画等による、緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊、警察、消防本部等の実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

4 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図り、震災の際は円滑かつ効率的な消防活動が行えるように努める。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序および方法について考慮する。

1 建築物、構造物等の耐震化等

地区ごとの地盤の震動特性を把握した上で、新たに建設する場合にはこの特性を勘案した耐震性構造物を建設し、既設の構造物（昭和56年制定「新耐震基準」以前に設計・施工された建築物）については耐震性を診断してその補強を行う。

また、ブロック塀等の倒壊や瓦、看板、窓ガラス、外装材等の落下、転倒して人的被害を与えるおそれのある物に関して、事前にその除去や防止のための改良、工夫を実施するとともに、その普及を図る。

2 指定避難所等の整備

地震災害時の緊急避難先となる指定緊急避難場所および一時避難場所、自宅の再建あるいは応急仮設住宅への入居までの一時的な生活の場となる指定避難所を対象に、防災設備等の整備や施設の耐震化を計画的に進める。なお、平素から、地域および職場での避難場所・避難所についての周知徹底を図る。

3 避難路の整備

避難場所またはそれに相当する安全な場所へ通じる道路、緑地または緑道などを避難路に指定するとともに、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するため、沿道建物の不燃化・倒壊防止の促進、道路上の危険箇所の改善、危険物の除去等、防災性の確保に努める。

4 消防用施設の整備等

町は、「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき、計画的に消防用施設および消防用資機材の整備充実を図る。

5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

町は、効率的な緊急輸送や災害応急対策の輸送を行うため、県の指定する緊急輸送道路と防災活動拠点等を結ぶ主要な町道を「防災道路」として位置付け、国・県道と連絡して町域における緊急輸送のネットワークを構成する。

緊急輸送道路に指定された路線については、道路関連施設の重点的な耐震性の強化に努める。

6 通信施設の整備

町は、地震による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルート多重化および情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

第5章 防災訓練計画

町および防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関および住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

- 1 防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 2 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 3 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練および本部運営訓練
 - (2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県および防災関係機関に伝達する訓練

第6章 地震防災上必要な教育および広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育および広報を推進する。

1 町職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各課、機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含める。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含める。なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止・初期消火、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、および自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地および避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策および災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育

児童、生徒に対する教育は、各小・中学校において次のように実施する。

- (1) ホームルーム活動や学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基本的な知識や地震発生時の適切な行動および災害後の復旧・復興等に係るボランティア活動についての教育を行う。
- (2) 避難や災害時における危険の回避および安全な行動の仕方については、児童生徒の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育を行う。
- (3) 災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

町は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

5 自動車運転者に対する教育

町は、県および県警察と連携し、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、災害時に自動車運転者がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。